

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
4月1日
(水曜日)

目 次

訓令
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）……………



山口県訓令第四号

庁 中 一 般
 各 出 先 機 関
 会 計 管 理 局
 山 口 県 教 育 庁
 各 教 育 機 関
 山 口 県 警 察 本 部
 各 警 察 署
 山 口 県 議 会 事 務 局
 山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局
 山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局
 山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局
 山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十一年四月一日

山口県知事 二井 関 成

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程（昭和四十四年山口県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一の項の(イ)の(ハ)中「財政課長 会計課長」を「財政課長（山口県収入証紙条例（昭和39年山口県条例第8号）第7条ただし書に該当する場合を除く。） 会計課長」と改め、別表第一の二の表一の項の(イ)から(ロ)までを次のように改める。

| | | | | | | | |
|---------------------------|-----------------|--|--|--|--|--|-----------------|
| (4) 公有財産の引継ぎ規則(財産規則第24条) | 台帳価額が200万円以上のもの | | | | | | 総務部長(総務課長以下同じ。) |
| | 台帳価額が200万円未満のもの | | | | | | |
| (5) 所管財産規程(第27条第1項-第1項) | 台帳価額が200万円以上のもの | | | | | | 管財課長 |
| | 台帳価額が200万円未満のもの | | | | | | |
| (6) 行政財産の用途変更規則(財産規則第28条) | 台帳価額が200万円以上のもの | | | | | | 総務部長 |
| | 台帳価額が200万円未満のもの | | | | | | 管財課長 |

別表第一の15の項を次のように改める。

| | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号、以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 | (1) 資料の提出(法第4条第3項)その他の法の施行にすること。 | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第三の7の農業振興課の部8の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、同表農村整備課の部4の項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」と改め、別表第三の8の農林課の部1の項の(38)中「(38)」を「(41)」に改め、同項中(39)を(42)とし、(26)から(38)までを(27)から(39)までとし、(29)の前2次のものを加える。

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (27) 特定埠頭の運営の事業の認定(法第54条の3第1項) | | | | | | | | | |
| (28) 港湾広域防災区域の同意(法第55条の3の2第2項) | | | | | | | | | |

別表第三の8の農林課の部1の項の(27)中「第55条第1項」を「第54条の2第1項」と改め、同項中(28)を(29)とし、(29)から(38)までを(30)から(39)までとし、(30)の前2次のものを加える。

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (29) 港湾の開発、利用又は保全上特に必要がある区域等の指定等及び公示(法第37条の3第1項、第2項) | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第三の9の農林課出回課の部1の項の(2)中「及び全国障害者スポーツ大会」及び「及び準備委員会」を削り、「選定」を「選定、開会式及び閉会式の運営」に、「募金及び協賛並びに全国障害者スポーツ大会の開催の準備」を「並びに募金及び協賛」に改め、同表技術指導課の部1の項の(1)から(10)までを削る。

| | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 全国障害者スポーツ大会の開催の準備に関する事務 | (1) 全国障害者スポーツ大会の総合調整、開会式及び閉会式の運営、競技会場の整備、宿泊及び輸送並びに競技に関すること。 | 課長が特に重要と認めるもの | | | | | | | |
|---------------------------|---|---------------|--|--|--|--|--|--|--|

別表第三の10の委員会課の部3の項の(1)中「昭和39年山口県条例第8号。」を削る。

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。